

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－ 需要根絶に向けた対策を中心として －
結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成21年4月～22年3月
2 調査対象機関 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省
関係調査等対象機関：都道府県、都道府県教育委員会、市町村、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成22年3月26日 内閣府等5府省に対し勧告

【回答年月日】 平成22年9月27日 ～ 22年10月6日

内閣府 平成22年9月27日 国家公安委員会(警察庁) 平成22年9月27日 法務省 平成22年10月6日
文部科学省 平成22年9月28日 厚生労働省 平成22年9月29日

【調査の背景事情】

- 我が国における薬物事犯の検挙人員は、依然として高水準で推移。特に、大麻事犯の検挙人員は、平成10年に比べて倍増
- 覚せい剤事犯の再犯率は、毎年5割を超える高水準で推移。再乱用防止対策の推進は重要な課題
- 昨今大学生を中心とした若年層による大麻事件が相次いで発生し、社会問題化。学校における事前防止対策の徹底も重要な課題
- 政府は、三次にわたり「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な対策を推進
- 本行政評価・監視は、薬物乱用防止対策のうち、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 再乱用防止対策の推進 (1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助の実施、初犯の薬物事犯者に対する都道府県や民間団体の再乱用防止対策の実施状況を参考にした取組の実施などについて、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、検討を行うこと。 (国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省)</p> </div> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物問題の中心的課題とされる覚せい剤事犯の再犯率は、平成 13 年以降毎年 5 割超 (20 年 55.9%) ○ 薬物乱用者の処遇は、できるだけ早期に開始した方が効果的 ○ 初犯の薬物事犯者は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けることが一般的 ⇒ 刑事施設や保護観察所における再乱用防止に関する指導等の対象とならないまま社会に復帰 ○ 裁判所の判決確定前の段階（推定無罪の原則） 刑事施設及び留置施設において、未決拘禁者は、書籍等の閲覧など知的、教育的活動等についての援助が与えられる。 ○ 第三次五か年戦略 ⇒ 初犯の薬物事犯者に特化した取組事項なし <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事施設及び留置施設では、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる援助はほぼ未実施 ○ 都道府県や民間団体においては、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる取組を実施している例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察と連携し、留置施設に勾留中の初犯の薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設が行う薬物依存回復プログラムに関する情報を提供し、希望者に、出所後プログラムを受講させている例(1 県) 	<p><改善状況></p> <p>【国家公安委員会（警察庁）】 平成22年内のできるだけ早い時期に、厚生労働省の協力を得て再乱用防止用のパンフレットを作成し、未決拘禁者に対して配布するとともに、都道府県警察の留置施設に備え付ける予定</p> <p>【法務省】 以下ア～カの措置を講じた。</p> <p>ア 平成22年度矯正管区教育課長打合せ会において、総務省行政評価局の勧告を受けての対策について検討（実施時期：平成22年5月13日、14日）</p> <p>イ 平成22年度刑事施設長会同において、全国の刑事施設の長に対し、総務省行政評価局の勧告内容について早急に改善措置を講じる必要があるため、各施設においても協力するよう矯正局長から指示（実施時期：平成22年6月3日）</p> <p>ウ 刑事施設の長に対し、「刑事施設における薬物乱用防止対策の推進について」（平成22年6月22日付け法務省矯成第3367号法務省矯正局成人矯正課長通知）を発出し、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する再乱用防止対策の推進及び薬物依存離脱指導の徹底について、平成22年度中に、薬物依存離脱指導の実践プログラムの年間実施クール数の増加等の改善措置を講じるよう指示</p> <p>エ 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第9回（改善指導プログラム指導職員（基礎コース））研修の「刑事施設における改善指導等の現状と課題」において、総務省行政評価局の勧告内容について解説（実施時期：平成22年4月26日～28日）</p> <p>オ 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第11回（改善指導プログラム指導職員（専門コース））研修の「改善指導の現状と課題～犯罪被害者等施策を中心に～」において、総務省行政評価局の勧告内容について解説（実施時期：平成22年7月21日～23日）</p> <p>カ 平成23年度概算要求において、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する援助体制の整備を図るため、未決拘禁者用書籍を整備する経費を計上【厚生労働省】</p>

- ・ 弁護士と連携し、拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設についての情報提供を行っている例（1団体）
- 国における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策は必ずしも十分とは言えない状況

(勧告要旨)

② 厚生労働省は、関係府省、地方公共団体及び民間団体による薬物事犯者に対する再乱用を防止させるための取組に対し、必要な資料を提供するなど、積極的に協力すること。

(制度の仕組み)

上記参照

(調査結果)

上記参照

(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

(勧告要旨)

法務省は、刑事施設における薬物事犯者に対する薬物依存離脱指導の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① R1指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施すること。

なお、仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすること。

(制度の仕組み)

- 刑事施設では、薬物に対する依存がある受刑者（R1指定者）を対象に、薬物依存離脱指導を実施
- 法務省は、刑事施設について、次の3通りの処遇区分を指定
 - ① A指標受刑者（犯罪傾向の進んでいない者）に対する処遇を行う施設（A指標施設）

平成22年5月、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の担当者による未決拘禁者・初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策に係る関係府省庁の連携に関する意見交換を行った。

<改善状況>

【厚生労働省】

平成22年6月、刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する薬物の再乱用を防止するための取組の参考資料として広く活用してもらうために、厚生労働省が作成した「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を、関係省庁（法務省及び警察庁）に対して提供

また、平成22年12月までに記載内容を更新した家族読本を作成し、地方公共団体及び民間団体に対し提供する予定

<改善状況>

【法務省】

上記1(1)①の回答ア～オと同様

その他、以下ア～エの措置を講じた。

ア 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第11回(改善指導プログラム指導職員(専門コース))研修の「情報交換会」の演習において、A指標及びB指標別に受講率を向上させるための具体的方策等について検討を実施(実施時期:平成22年7月21日～23日)

イ 平成23年度概算要求において、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、臨床心理士等による助言指導體制の整備、指導教材の拡充整備等を図るための経費を計上

ウ 平成23年度定員増減要求において、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、教育専門官の増員を要求

エ 矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施(実施期間:平成22年6月29日及び8月5日)

② B指標受刑者（犯罪傾向の進んでいる者）に対する処遇を行う施設（B指標施設）

③ A指標受刑者及びB指標受刑者に対する処遇を行う施設

- 刑事施設への入所が初めての者（主としてA指標受刑者）は、改善更生の余地を残している者が多く、これらの者に対し再犯防止対策を講じることが重要

（調査結果）

- 調査した13刑事施設における平成20年に出所したR 1指定者の薬物依存離脱指導の実施率は51.0%（1,440人中734人）
- 上記のうち、A指標施設7施設では、薬物依存離脱指導の実施率が74.2%（372人中276人）
 - ・ A指標受刑者は、薬物乱用の早期段階にある者が多く、改善更生の可能性が期待できるが、25.8%（96人）が薬物依存離脱指導を受けないまま出所
- 上記A指標施設7施設では、平成20年の出所者のうち、仮釈放者の割合は92.5%（372人中344人）
- A指標受刑者が薬物依存離脱指導を受けないまま仮釈放された場合、保護観察所において再乱用防止に関する指導を原則として受ける仕組みとはなっていない。

（勧告要旨）

② R 1指定者のうちB指標受刑者についても、薬物依存離脱指導の実施方法を見直すなどにより、可能な限り、指導の実施率の向上に努めること。

（制度の仕組み）

上記参照

（調査結果）

- B指標施設4施設では、薬物依存離脱指導の実施率が32.0%（894人中286人）
 - ・ 年間実施クール数の増加などにより、実施率の向上を図る余地のある例あり

（3）矯正施設及び保護観察所の連携の強化

（勧告要旨）

<改善状況>

【法務省】

上記1(1)①の回答ア～オ及び同(2)①の回答ア～ウと同様

<改善状況>

法務省は、薬物事犯者に対する再乱用防止対策の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 矯正担当部局と更生保護担当部局との協議により、刑事施設における処遇結果等共有すべき情報内容について検討・整理し、情報提供の仕組みを見直すこと。

なお、個人情報に厳重なセキュリティを施した上での電子媒体による情報交換など事務省力化の方策についても、併せて、検討すること。

(制度の仕組み)

- 刑事施設からの仮釈放者は、仮釈放期間（残刑期間）中は保護観察に付される。
- 保護観察所では、平成 20 年 6 月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による指導を実施
 - ・ 仮釈放者の場合、対象は保護観察期間が 6 か月以上の者に限定
 - ・ 覚せい剤事犯以外の薬物事犯者は対象外

(調査結果)

- 矯正施設と保護観察所間相互において、十分に情報が共有されているとは言い難い状況
 - ・ 施設収容中の処遇結果に関する情報は、少年院から保護観察所に提供されるが、刑事施設からは未提供
 - ・ 保護観察終結時における就業、家庭、交友に関する状況等の情報は、保護観察所から少年院には提供されるが、刑事施設には未提供

(勧告要旨)

② 仮釈放される A 指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの内容、受講基準等を見直すことなどにより、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること。

(制度の仕組み)

上記参照

(調査結果)

- 調査した 8 保護観察所の仮釈放された覚せい剤事犯者のうち、保護

【法務省】

矯正局と保護局の担当者において協議を重ね、共有すべき情報内容について整理した上で、平成 22 年度中に新たな情報連携の仕組みを構築する予定

また、電子媒体による情報交換を行うため、電算システム間の連携体制の構築及び改修を平成22年度から 2 か年計画で行い、平成24年度から稼働を開始する予定

<改善状況>

【法務省】

平成 22 年度中に予定している新たな情報連携の仕組みの構築後は、保護観察所において刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無について把握することが可能となることから、その準備が整い次第、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を特別遵守事項により義務付けられていない薬物依存離脱指導未受講者に対し、薬物乱用防止のための視聴覚教材等を活用した処遇の充実を図る予定

また、受講基準、プログラムの内容等の見直しについては、平成 23 年度に、薬物事犯者全般を対象とする専門的処遇プログラムを開発することを予定しており、そのための専門家を交えた研究会を開催する経費

観察期間が6か月未満の者は74.8%（平成20年6月から21年3月の588人中440人）

⇒ 刑事施設及び保護観察所のいずれの機関においても再乱用防止に関する指導を受けない者が発生

- 上記8保護観察所の仮釈放された薬物事犯者のうち、覚せい剤事犯者以外の者は7.5%（平成20年844人中63人）

(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

(勧告要旨)

関係府省は、薬物依存症者、その家族等に対する支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 薬物依存症の治療が推進されるよう、次の措置を講ずること。（厚生労働省）
 - i) 薬物依存症の治療について、治療プログラムの確立を図ること。
 - ii) 都道府県及び政令指定都市の役割を明確化し、医療機関や精神保健福祉センターを活用するなどにより、治療・支援の体制の充実を図ること。
 - iii) 現在研究開発されている治療プログラムに関する情報について、都道府県及び政令指定都市と共有化を図ること。

(制度の仕組み)

- 薬物依存症の治療法は未確立
第三次五か年戦略では、薬物依存症治療法の開発を図るとされている。

(調査結果)

- 治療に至っていない薬物依存症者が多数見込まれているが、治療法は未確立
- 治療を行う体制は不十分
 - ・ 薬物依存症の専門的な治療を行う医療機関は少ない。
 - ・ 一部の医療機関、精神保健福祉センター等では、国立精神・神経センターが開発した治療プログラムを試行
 - ・ 治療を行う医療機関や自助活動がない都道府県等あり
- 都道府県等における薬物依存症の治療の取組は全体的に低調、また、都道府県等の役割は必ずしも明確にされていない。

を平成23年度概算要求において計上

<改善状況>

【厚生労働省】

i) については、平成22年度からの3年間で厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証を行い、その結果を踏まえて普及の必要性や方法を検討していくこととしている。

また、薬物乱用防止教育ツール（少年を対象）による介入効果の検証を行っているところであり、平成23年3月に結果を得る予定

ii) については、平成21年度から平成23年度まで実施される地域依存症対策推進モデル事業において、地域の実践例や精神保健福祉センター等の取組例を情報収集し、地域における支援体制の在り方と行政機関の役割について検討を行うこととしている。

iii) については、平成23年度より治療プログラム等の研究状況についてホームページに掲載する等により都道府県及び政令指定都市や医療関係者に対して情報を提供する。

(勧告要旨)

- ② 精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。
また、精神保健福祉センターの個別相談指導が活用されるよう、都道府県・政令指定都市に対し、相談窓口の周知方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。
(厚生労働省)

(制度の仕組み)

- 薬物依存症からの回復のためには家族の果たす役割が重要。また、専門家への相談は回復への第一歩とされている。
- 都道府県・政令指定都市に設置されている精神保健福祉センターでは、①家族教室、②個別相談指導を実施

(調査結果)

- 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催していないところや個別相談指導が活用されていないことがうかがわれるところがあるが、厚生労働省は情報提供などの支援は行っていない。

(勧告要旨)

- ③ 都道府県及び政令指定都市に対し、第三次五か年戦略に盛り込まれている民間団体の活動との連携強化等の具体的な取組方を示すなどにより、薬物依存症患者、その家族等に対する一層の支援を図ること。(厚生労働省)

(制度の仕組み)

- 第三次五か年戦略では、具体的な取組として、民間団体等の活動との連携強化などが挙げられている。

(調査結果)

- 第三次五か年戦略において挙げられている具体的な取組について、厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市に対して、具体的な取組方針等は示していない。

<改善状況>

【厚生労働省】

平成22年9月から11月に、厚生労働省が全国6ブロックで開催する「薬物中毒対策連絡会議」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、精神保健福祉センターにおける家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例の情報提供を行っている。

(参考) 開催実績

開催日：平成22年9月27日(月)

開催場所：岡山市

議事内容：「地域における薬物相談等について」等

<改善状況>

【厚生労働省】

平成22年9月から11月に、厚生労働省が全国6ブロックで開催する「再乱用防止対策講習会」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、全国薬物依存症患者家族連合会(薬家連)を招聘し、薬物依存症者を支える家族会の活動などの取組事例の情報の提供を行っている。

(参考) 開催実績

開催日：平成22年9月28日(火)

開催場所：岡山市

議事内容：「薬物依存症者と地域を結びつけるために」(薬家連)等

また、平成22年度より開始する依存症回復施設職員研修事業において、職員が薬物依存症に関するより深い知識や薬物依存症者の利用可能な社会支援の知識を広く習得することにより、依存症回復施設の依存症への

(勧告要旨)

④ 保護観察所において引受人会を積極的に開催するとともに、開催に当たっては、覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者の引受人も対象とすること。

また、引受人会に参加できなかった引受人がいる場合や引受人会が開催できなかった場合には、引受人に対して、家族読本などの資料配布、家族支援を行っている精神保健福祉センター、リハビリ施設及び自助グループの紹介なども含めた情報提供を行うことにより、薬物事犯者の引受人等にとって効果的な支援を推進すること。(法務省)

(制度の仕組み)

- 家族等に対する支援策について、第三次五か年戦略では、保護観察所において薬物事犯対象者の家族に対し、講習会をより積極的に実施するとされている。
- 保護観察所では、覚せい剤事犯者の家族等の引受人を対象に、引受人会を実施するなどしている。

(調査結果)

- 調査した8保護観察所のうち、平成18年度から平成20年度までにおいて、3保護観察所では、引受人会を開催しているものの、覚せい剤事犯者の引受人のみを対象に開催しており、覚せい剤以外の薬物事犯者の引受人は対象外
- 上記以外の5保護観察所では、参加者が集まりにくいなどの理由から、平成18年度から平成20年度までにおいて、引受人会を未開催

2 学校における事前防止対策の推進

(1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化

(勧告要旨)

文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府

対応力を強化し、薬物依存症者への支援の充実を図ることとしている。

<改善状況>

【法務省】

引受人会については、現在、各保護観察所がその実情に応じて開催しているところであるが、覚せい剤事犯者以外を含めた薬物事犯者全般の引受人を対象とした引受人会を全国の保護観察所で積極的に開催するよう、平成22年度中に開催される会同等の機会をとらえて各保護観察所に指示することを予定

また、引受人会に参加できなかった引受人がいる場合及び引受人会が開催できなかった場合については、刑事施設に収容されている者の社会復帰を円滑にするために行う生活環境の調整の一環としての個々の引受人に対する薬物依存症者への支援を行う関係機関等の紹介、厚生労働省作成の「家族読本」の配布などの支援を一層推進するよう、引受人会の積極的な開催に併せて各保護観察所に指示することを予定

なお、引受人会の内容の充実を図るための経費を平成23年度概算要求において計上

<改善状況>

【文部科学省】

中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化について、平成22年3月に各都道府県教育委員会等に発出した「薬物乱用防止教室の開催について(依頼)」(平成22年3月30日付け21ス学健第35号)

県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある。

(制度の仕組み)

- 五か年戦略（第一次～三次）
すべての中学・高校において、少なくとも年1回は外部講師等を活用した「薬物乱用防止教室」を実施するとされている。
- 文部科学省は、都道府県や都道府県教育委員会などを通じて、すべての中学・高校において薬物乱用防止教室を実施するよう指導

(調査結果)

- 全国の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は低調
 - ・ 平成10年の第一次五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いており、20年度においても、実施率はそれぞれ6割程度
- 調査した14都道府県の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は、都道府県ごとに大きなばらつき
 - ・ 学校に対する効果的な取組を行い、実施率が高い都道府県あり
 - ・ 私立学校における実施率は全体的に低調
- 文部科学省による薬物乱用防止教室の実施率を向上のための支援は不十分

(2) 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の推進

(勧告要旨)

文部科学省は、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導を推進する観点から、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させる必要がある。

(制度の仕組み)

- 第三次五か年戦略
大学等の学生に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導を充実するとされている。
- 文部科学省は、大学等に対して、様々な機会を通じ、学生に対する啓発・指導の徹底に努めるよう要請

(調査結果)

- 調査した61大学等（30大学、8短期大学、9高等専門学校及び14専修学校）における薬物乱用防止に関する取組は、学校ごとに大きな

において、私立学校を含めたすべての中学校及び高等学校において年1回は「薬物乱用防止教室」を開催するよう、更に周知徹底を図った。

また、各都道府県教育委員会等の担当者が参加した健康教育行政担当者連絡協議会（平成22年5月31日～6月1日）において、事例発表や薬物乱用防止教室の実施率の高い県の取組事例をまとめた資料の配付などを行ったところであり、平成22年9月に文部科学省のホームページにも掲載し、情報提供を行っている。

さらに、平成22年9月10日に開催された都道府県私立学校主管部課長会議において、私立学校における薬物乱用防止教室の開催が推進されるよう周知徹底を図った。

<改善状況>

【文部科学省】

平成22年3月に「薬物乱用防止に関する啓発・指導の推進について（通知）」（平成22年3月26日付け21高学支第64号）を国公私立大学・短期大学・高等専門学校及び各都道府県・都道府県教育委員会に対して発出し、各都道府県警察等の関係機関と連携しつつ、あらゆる機会を通じ、留学生を含む学生等や教職員に対する啓発・指導の一層の充実を図られるよう依頼した。また、平成22年5月には「薬物乱用防止に関する啓発・指導の充実について」（平成22年5月31日付け22高学支第16号）を発出し、入学時のガイダンス等において学生への注意喚起を促すとともに、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）における薬物乱用防止に関する取組例などの情報提供を行いつつ、学生等や教職員に対する啓発指導の一層の充実を図るよう周知した。

ばらつき

- ・ 全く取組を実施していない学校など取組が不十分な例あり
 - ・ 一方、他の学校の参考となる先進的な取組を行っている例あり
- 調査した大学等からは、薬物乱用防止に関する情報提供など支援の充実を求める意見あり
- 文部科学省による大学等に対する支援を一層推進する余地あり

3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

(勸告要旨)

関係府省は、薬物乱用対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 内閣府は、関係府省の協力を得て、国、地方公共団体及び民間における薬物乱用対策が網羅されたホームページを整備することなどにより、薬物乱用対策についての総合的な情報の提供を図ること。

(制度の仕組み)

- 政府は、薬物乱用防止対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保する等のため、薬物乱用対策推進本部（薬物乱用対策推進会議）を設置し、五か年戦略を策定して推進
- 都道府県は、知事等を本部長とする地方本部を設置し、薬物乱用防止対策を推進
- 薬物乱用防止対策に関する総合的なホームページなどは存在していない。

(調査結果)

- 都道府県による先進的、効果的な取組がみられるが、政府による情報提供や支援は不十分
- 他の都道府県の参考となる先進的な取組の提供、共有化が必要

大学等に対しては、文部科学省から薬物乱用防止の啓発パンフレット、ポスター等を平成22年3月に配付した。入学時のガイダンス等においてパンフレットを活用したり、多くの学生の目に触れやすい場所にポスターを掲示したりするなど、各大学等における薬物乱用防止に関する教職員の意識向上や学生等に対する指導の充実を図っている。

大学等における薬物乱用防止に向けての情報提供については、独立行政法人日本学生支援機構を通じて薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、先進的な取組を取りまとめた事例集を作成し、平成22年5月に各大学等に周知を行った。また、大学等の学生支援担当職員を対象とした研修会等に文部科学省職員が出席し薬物乱用の現状と指導の徹底について説明するなど、あらゆる機会をとらえて注意喚起に努めている。

<改善状況>

【内閣府】

平成22年度において、薬物乱用対策推進会議ホームページ拡充のための設計を実施しているところ

(設計内容(案))

- ・ 薬物乱用対策推進地方本部等の効果的な取組を収集し情報提供
- ・ 薬物乱用対策に関する各省庁の取組や周知すべき事項を掲載
- ・ 各種広報資料・資機材の提供
- ・ 関係団体等とのリンク設定
- ・ 薬物に関する相談窓口・民間団体の紹介
- ・ 薬物関連統計等データの掲載

また、既存のホームページにおいて、警察庁、文部科学省、厚生労働省の薬物乱用対策関連ページとのリンクを設定(平成22年8月から実施)

(勧告要旨)

② 項目1及び項目2において指摘した事項も含め、第三次五か年戦略に盛り込まれていない事項について、早急に第三次五か年戦略に盛り込んで推進すること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、法務省、文部科学省、厚生労働省)

(制度の仕組み)

上記参照

(調査結果)

- 近年、薬物乱用のすそ野が広がっているとされ、薬物乱用対策に係る情報を共有し、情報の格差をなくすことが重要

<改善状況>

【内閣府】

内閣府副大臣を議長とする薬物乱用防止戦略加速化ワーキングチームを設置し、未然防止対策・再乱用対策を中心に第三次五か年戦略の強化を図る「薬物乱用防止戦略加速化プラン」(平成22年7月23日薬物乱用対策推進会議決定。以下「加速化プラン」という。)を策定し、薬物乱用対策推進会議ホームページ拡充等を盛り込んだ。

【国家公安委員会(警察庁)】

第三次五か年戦略を強化するために政府の薬物乱用対策推進会議が新たに作成した加速化プランに、関係府省と連携して薬物事犯者及びその家族等に対し薬物依存の理解を深めるための資料・教材の配布を行うなどの項目を盛り込んだ。

【法務省】

以下ア～オの事項について、加速化プランに新たに盛り込んだ。

ア 薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する援助の在り方の検討

イ 薬物依存離脱指導の徹底

ウ 薬物依存離脱指導について、刑事施設及び更生保護官署において共有すべき情報内容等の拡充を検討

エ 保護観察所における再乱用防止に関する指導の充実強化

オ 保護観察所における薬物事犯者の家族等に対する支援の充実

【文部科学省】

薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図るため、加速化プランに、①薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める、②薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うために参考となる教師用の指導教材を新たに作成・配布し、指導方法の充実を図る、③全国の大学等における先進的、効果的な取組事例を収集し、大学等へ情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る、④薬物乱用防止に関する広報啓発活動の充実・強化のため、関係府省庁が横断的に検討する場を設定し、無駄の排除とともに、適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な実施に努めることを盛り込んだ。

【厚生労働省】

加速化プランに、関係機関の連携強化による薬物依存・中毒者の支援及び薬物依存に対する理解を深めることによる再乱用防止を推進することを盛り込んだ。

具体的には、「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」において、地域における薬物依存症対策、薬物事犯者に対する更生支援に係る事例発表を行うなど、薬物の再乱用防止対策を推進することとしている。また、「地域依存症対策推進モデル事業」や「依存症回復施設職員研修事業」等を通じ、離脱対策等の薬物依存症対策を推進していく。